

◎気象業務法の一部を改正する法律

(平成一九年二月二日法律第一一五号)

一、提案理由(平成一九年一月二四日・衆議院国土交通委員会)

○冬柴国務大臣 気象業務法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を申し上げます。

ただいま議題となりました気象業務法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国は、災害をもたらす地震や噴火がいつ発生してもおかしくないという切迫した状況にあります。このため、地震及び噴火による被害を軽減し、国民生活の安全、安心を確保することは極めて重要な課題であります。

この法律案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、近年の気象業務に関する技術の進展及び観測体制の充実に対応し、気象庁に、各地の揺れである地震動及び火山現象について一般の利用に適合する予報及び警報の実施を義務づける等所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、気象庁は、地震及び火山現象の観測成果に基づき、地震の最初のわずかな揺れから予想する各地の地震動及び火山現象についての予報及び警報をしなければならないこととしております。

第二に、気象庁以外の者が地震動または火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこととしております。

第三に、気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないこととしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一九年一月二日)

○竹本直一君 ただいま議題となりました両件につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、気象業務法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地震及び噴火による被害の軽減を図るため、所要の

措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、気象庁は、地震動及び火山現象についての一般の用に適合する予報及び警報をしなければならないこと、

第二に、気象庁以外の者が地震動または火山現象の予報の業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないこと、

第三に、気象庁以外の者は地震動及び火山現象の警報をしてはならないこと
等であります。

本案は、十月二十四日に本委員会に付託され、同日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告

(平成一九年十一月四日)

○吉田博美君 ただいま議題となりました二案件につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

気象業務法の一部を改正する法律

気象業務法の一部を改正する法律案は、地震及び噴火による

被害の軽減を図るため、断層運動による地震動及び火山現象についての一般の利用に供する予報及び警報を気象庁に義務付けるとともに、気象庁以外の者による地震動及び火山現象の警報の制限等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、観測体制の適正化と警報の信頼性の向上、予報・警報の提供と利用の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………(略)……………

以上、御報告申し上げます。